

UCI側の「虚偽の主張」と「原理のみ言」の比較対照一覧表

| テーマ | 「目次」の参照項目 | 郭錠煥氏の『事必帰正』 | 金鍾奭著『統一教会の分裂』およびUCI側の主張 | 「原理」とお父様のみ言 |
|-------------|------------------------------------|--|--|---|
| 「後継の秩序」について | (5) 真のお母様に最も近い息子・娘が 第一章 第二節 (一) | 「 顯進様 は誰よりも原理に精通し、生活原理に明るい方です。神様の摂理に関する確固たる観とお父様のみ言葉に対する研究、理解は、誰もついていくことができないと確信します。この方こそ、疑いの余地なく、真の父母である 文鮮明総裁の正統性を備えた長子であり、後継者なのです 」 (p547) | 「創始者の後を引き継ぐ後継者候補として最も先に 頭角を現したのは、文顯進 であった。長男の文孝進は悲劇的な家庭事件の中心にあり、次男の文興進は交通事故で他界していたため、公式的な肩書で活動する前から 自他が公認する統一教会の後継者は3男の文顯進 であった」 (p58) 「彼（注、文顯進様）は1998年7月19日に30歳で世界平和統一家庭連合の世界副会長になる……この当時、 統一教会の誰も創始者を引き継ぐ指導者としての文顯進 を疑うものはいなかった」 (p59) | 「 先生が霊界に行くようになればお母様が責任を持つのです 。その次には息子・娘です。息子がしなければなりません。息子がいなければ、娘がしなければなりません。後継する者が誰だということは既に伝統的に全て（準備が）なされています」 (マルスム選集318-260) 「先生が一人でいても真の父母様の代身であり、 お母様が一人でいても真の父母様の代身 です。『レバレンド・ムーンが古希を過ぎて七十を超えたので後継者が現れないのか?』そんな言葉はやめなさい。…先生が第一教主、その次に、 お母様は第二教主 だということです」 (マルスム選集201-126) 「私（注、お父様）がいなくても、 お母様の前に一番近い息子・娘が第三の教主になるのです 」 (マルスム選集202-83~84) |
| 長子とは誰なのか? | (2) 息子だけを「長子」とする 第一章 第二節 (四) | 「1998年7月19日、文顯進様の世界平和統一家庭連合世界副会長就任式で 長子権を付与され、相続構図を確定 されました」 (p106) 「1998年7月19日に米国ニューヨークのマンハッタンセンターで、顯進様が、世界平和統一家庭連合世界副会長に就任しました。前に言及したように、この行事は、摂理的な脈絡において、 顯進様 をお父様の使命と権威を継承する 長子として継承し祝福する場 でした」 (p143) | 「創始者のカリスマ伝授は、1998年から 文顯進 に試みられた。この試みは、統一教会の宗教的伝統(長子相続)と当時の状況に適合し、大多数の統一教会人はこれを認めた」 (p176) | 「尹博士、統一家において 長子は誰 ですか。（「孝進様です。」）孝進より 先生の息子、娘です。12支派（の全て）が長子 なのです」 (マルスム選集133-244) 「私は孝進に尋ねるが、これからはお父さんの代わりに、この統一家のいかなる食口にも負けないように、 中心的長子の責任 を果たして行かなければなりません」 (『祝福』1985年冬季号p37) |
| 真の家庭の血統を排除? | (2) 天一国最高委員会第一節 (五) だと主張する誤り | 「お父様の聖和後、お母様を前に立てて教権を掌握した家庭連合の指導部は、根本のない天一国憲法を作り、 ついに真の家庭の『血統』中心ではなく、教権中心 のいわゆる『法統』を先立てて行こうとする魂胆を現わしました」 (p137) 「『真の家庭の 血統中心ではなく 、家庭連合を押し立てた法統中心に進むことができる道』を開いたのです」 (p425) | 「韓鶴子は 血統信仰に基づいた後継者選択を放棄 した為、いわゆる『法統』という新しいアイデンティティをもって合理化しなければならぬ」 (p239) | 「第29条（構成）1. 天一国最高委員会は、13名で構成される。第30条（委員長・副委員長）1. 委員長は、真の父母様の家庭の中から真の父母様が任命し 、天政苑の世界会長職を兼ねることができる」 (『天一国憲法（教会法）』p26) |